

○中野市行政改革推進委員会条例

平成17年 4 月 1 日条例第20号

中野市行政改革推進委員会条例

(設置)

第 1 条 社会経済情勢の多様化に対応し、より効率的な行政の推進を図るため、中野市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第 2 条 委員会は、市長の諮問に応じて、中野市の行政改革の推進に関する重要事項を審議する。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員13人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

(1) 識見を有する者

(2) 市職員

(任期)

第 4 条 委員の任期は、1 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 委員会に会長及び副会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(委任)

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

平成 29 年度中野市行政改革推進委員会委員

平成 30 年 3 月 1 日現在（有識者、市職員 13 人以内）

	選出区分	職	氏 名	団体	備考
1	識見を 有する者		風間 務	中野市区長会	
2	〃		小山 むつ子	中野市母親クラブ	
3	〃		工藤 二六子	中野市ボランティア連絡協議会	
4	〃		宮澤 厚子	中野市保健補導委員会	
5	〃		後藤 治志	(株)八十二銀行中野支店	
6	〃		大塚 一夫	中野市老人クラブ連合会	
7	〃		宮川 浩	信州中野商工会議所	
8	〃		保科 千恵子	農村生活マイスター下高井支部	
9	〃		小林 日出夫	中野市豊田特産振興会	
10	〃		町田 隆夫	公募	
11	〃		市村 義明	公募	
12	〃		田中 宏実	公募	
13	市職員		萩原 広美	中野市職員労働組合	

注) 1.任期は、委嘱日（平成29年10月30日）から1年間（条例第4条）
2.補欠の委員の任期は、前任者の残任期間（条例第4条）